

第23回民間資金等活用事業推進委員会（概要）

日時：平成22年4月19日（月）9：00～12：00

会場：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

出席者：渡委員長、宮本委員長代理、碓井委員、小林委員、根本委員、野田委員、米田委員、赤羽専門委員、有田専門委員、伊藤専門委員、石田専門委員、江口専門委員、小幡専門委員、嘉藤専門委員、滝口専門委員、土屋専門委員、野元専門委員、長安国土交通大臣政務官、福田国土交通省成長戦略会議委員、杉元宣文氏（内閣官房国家戦略室）

事務局：津村内閣府大臣政務官、小橋民間資金等活用事業推進室長、稗田参事官、野澤補佐、武藤補佐、瀬戸山上席政策調査員

議事概要：

（1）各省庁からのヒアリング

○文部科学省、厚生労働省、経済産業省より、資料に基づいて説明。主なやりとりは下記のとおり。

【横浜国立大学の事例について】

（A委員）文部科学省の資料で紹介されている横浜国立大学の事例では、経済性の担保などについてはどのように配慮したのか。

（B委員）事業者側にとっては、建設から運営までの一連の構想が必要になってくるが、その構想はどんなものか。

（文部科学省）横浜国立大学の事例では、大学側が事業スキームを公募し、事業者を決定したのちに、大学側と事業者側が交渉を進めて詳細な制度設計を行った。負担付き寄付方式は、プロジェクトファイナンスが活用しにくく、自己資金を持っている発注者に限定される方式かもしれない。

【水道事業について】

（C委員）水道分野における民間ノウハウの活用について、厚生労働省はどのような方針の下に推進・支援していくのか。また、それは現行法制度の下で実施は可能か。

（厚生労働省）自治体の判断、選択を尊重しつつ、補助金、交付金、ノウハウといった面でサポートすることを考えている。民間開放の準備は、法制度的には既に措置している。資金調達でみると地方債での調達が有利なことが多く、技術的な提案などが加わることで、PFI方式が採用されているのが現状。水道事業のノウハウはこれまで地方自治体にあったため、すぐに民間事業者が肩代わりをすることは難しく、民間事業者からの提案や、地方自治体が民間事業者との対話を進めることで、水道分野におけるPPPが進

んでいくものと思われる。

(E 専門委員) 経済産業省の資料で加西市の事例が紹介されており、加西市が施設を所有したまま、水道事業者が利用料収入を得ているが、この方式は水道法上問題はないのか。
(厚生労働省) 水道法では、水道施設そのものを事業会社で使用しなければならないことは規定していない。加西市の事例はいわゆる公設民営型であり、法的な問題はない。

【P F I 推進室の役割について】

(津村政務官) 地方公共団体に対する P F I に関する政府のワンストップ窓口としては、現行の枠組みを前提にした場合、P F I 推進室が該当すると考えられ、今後どういう役割を担っていけるのか、縦割り、横割りをなくすために今後どういう工夫をしていけばいいのか、各省庁との連携も含め、検討を進めていきたい。

(2) P F I 制度の課題について

○事務局より、資料 4～7 に基づいて説明。また、根本委員、米田委員より、資料 8、9 に基づいて説明。

○主な発言は下記のとおり。

【社会資本ストックの更新について】

(津村政務官) 国や自治体が新規の公共事業を行う際、どのくらいの更新投資が必要になるのかということについて、国や自治体は把握していないのか。

(G 委員) 大規模事業については大規模修繕費として資金計画に計上されていると考えられるが、市町村などの小さな事業であればほとんど把握していないだろう。

(津村政務官) 公共事業を行う際に、更新投資の必要額を把握することを制度的にビルトインすることには、意味があるのではないか。

(G 委員) 意味がある。把握している場合も、自治体によってはモニタリングと連動していない場合もある。

(津村政務官) 民間提案による事業が日本で余り実施されていないのはメリットがないからか、ノウハウの問題なのか。

(G 委員) V F M が出やすいのは不動産の余剰価値が出やすい都心部に集中する傾向があるということもあるが、それでもノウハウの伝播に力を入れれば普及に資するものと考えられる。

【中間的とりまとめ(案)に対する意見】

(J 委員) インフラ整備のところでコンセッション方式の導入という話が入っているが、これに限らず最終的な費用を納税者と利用者のどちらがどの程度負担するのかについては、事業ごとに適切に検討していくという旨を強調してほしい。

(K 専門委員) 資料 6 は非常によくできた資料で、ここに記載されている項目は中間的とりまとめの中にどんどん取り入れてほしい。数値目標はぜひとも触れて欲しい。できれば項目、類型ごとに分けた形が望ましく、民間の参入インセンティブを喚起できると考

えられる。「税制上の措置も含め、」のところは、補助金も含めたイコールフットイングも図っていく旨を記述してほしい。

(L 専門委員) 「国、地方とも財政状況が厳しい」というくだりに、「関連省庁や地公体に危機感が欠如しており、一種のモラルハザードが発生している」という点を付け加えてほしい。

(B 委員) 情報公開については、事業の実施前からの官からの情報公開が重要であるので、強調して書いてほしい。また、過去の事例についても幅広く公開してほしい。

(E 専門委員) 全体的に前向きな感じがしない。成長と規制緩和によって官民のよりよいパートナーシップにつながる、という書き方のほうがよい。

(J 委員) 小規模 P F I について記述する場合は、通常の P F I 事業と別の形であることを明記したほうがよい。

【数値目標について】

(I 専門委員) P F I の目標を拡大していくに当たっては、箱モノ P F I ばかりが増えてしまうことを防ぐため、分野や類型などの質的な方向性も示す必要がある。

(C 委員) 数値目標を設定するのであれば、具体的にどこの省庁がどれだけの数字を責任をもって実現するかといったことを明確にしてほしい。また、数値目標を達成するためには、自治体に任せきりでなく、たとえば、V F M が出る可能性がある中で、地方自治体が P F I でなく従来型で事業を実施する場合には国が補助金を出さないなどの、自治体へのインセンティブが働く仕組みを考えるべき。

【P F I 制度全般について】

(H 専門委員) 多種多様にわたる P P P の中で、P F I はどこに位置づけられるのかという点について、全体的な整理をしてほしい。

(K 専門委員) 地震保険や貿易保険などの保険についても、官民のイコールフットイングを図ってほしい。

(F 専門委員) 地方公共団体の支援に関連して、住民訴訟に対抗できるよう法律上の位置付けを明確化するほか、法律上問題が発生するケース、しないケースを整理して情報提供したり、住民との関係でトラブルが発生した場合に、自治体と事業者がどのようにリスク分担をするのかということについての情報提供ができる体制を整えてほしい。

(M 委員) 小規模事業を実施する自治体向けに、簡易型で誰でも使えるような P F I 制度をつくるべき。例えば、民間発案の場合に、提案回数を 2 回から 1 回にまとめるというやり方もあってよい。

(H 専門委員) 地方公共団体が庁内を説得するために、P F I の導入によりコストを下げられる理由及び額についてのデータを、内閣府のデータベースに掲載して欲しい。

(D 専門委員) P F I の発注のうち 8 割を占める、自治体の P F I の件数をより増やすためには、債務の制限比率に引っかからないための仕組みが必要。

(G 委員) 中小企業庁が約 20 年前に分離分割発注を行うべしという通達を出しており、一括発注の P F I が選択されない要因の一つとなっており、問題である。

(A 専門委員) 民間の資金を入れると公共が起債するよりも金利が高くなるのは民間がリ

スクをとる以上当然。VFMを出す際に民間に移転しているプロジェクトリスクも数値化されれば、評価も変わってくるはず。民間資金導入により、第三セクターのような野放図な経営ができなくなることはPFIのメリット。

○議論の最後に、津村大臣政務官から、中間的とりまとめについて事務局に下記5つの指示を出し、次回の委員会でとりまとめることとした。

- ①PFIの数値目標を書き込む。その際、責任関係を明確にするような書きぶりに努める。
- ②PPPとPFIの関係について整理する。
- ③小規模PFI事業におけるプロセスの簡素化と構造改革特区の活用について明記する。
- ④地方公共団体の職員が議会等に対しPFIをアピールするためのプレゼン資料のひな型をホームページに掲載するなどして、地公体に提供する。
- ⑤社会資本インフラの更新費用の把握や、モニタリング手法について、整理する。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681